

水戸市まちなか 店舗等開設促進補助金

既存物件を活用して
まちなかでの新規出店を
検討しているみなさまへ

物件改装費の

1/2を上限に

最大

300万円を補助

※店舗の床面積により上限が変わります

——申請には事前相談が必要です。くわしくはこちらまで——

水戸市産業経済部商工課
〈電話番号〉 029-232-9185
〈窓口〉 〒310-8610水戸市中央1-4-1水戸市役所5F

HPはこちらから



水戸市まちなか店舗等開設補助金概要

補助上限額

営業時間\面積	100㎡未満	100㎡以上300㎡未満	300㎡以上500㎡未満
1日営業	100万円	200万円	300万円
夜のみの営業	50万円	100万円	150万円

補助要件

- ・ 3か月以上使われていない物件を借りてお店等を開くこと
- ・ 1日6時間以上、週5日以上営業すること
- ・ 申請者または申請法人の役員が所有している物件でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと

など各種要件がありますので、くわしくはHPをご確認ください。

さらに

水戸市民を新たに3名以上雇用する場合、
100万円の補助金も追加申請いただけます。

対象エリア

- ・ 中心市街地
- ・ 下市地区（市道浜田171号線（ハミングロード）に面するエリア）

